

## 嘉麻市バス（幹線路線）運行業務委託事業に係るプロポーザル実施要領

この要領は、地域住民の移動手段を確保することを目的に、嘉麻市バスの運行業務を遂行させる能力のある運行業務を行う業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものである。

### 1 委託事業名

嘉麻市バス（幹線路線）運行業務委託事業

### 2 業務委託内容

嘉麻市バスの路線ごとに以下のとおりとする。

- (1)別紙1：「嘉麻市バス（稲築桂川線）運行業務委託仕様書」
- (2)別紙2：「嘉麻市バス（熊ヶ畑桂川線）運行業務委託仕様書」
- (3)別紙3：「嘉麻市バス（市内循環線）運行業務委託仕様書」

### 3 委託期間

当該業務の委託期間については、契約締結日から令和7年3月31日までとし、上記の2に定める各路線の運行業務の実施は、令和2年4月1日からとする。

### 4 見積額の上限及び最低制限価格

嘉麻市バス路線運行に係る見積については、以下の事項に従い作成すること。なお、提出された見積額が上限額を超える場合又は最低制限価格を下回る場合は失格とする。また、当該見積額は令和2年4月1日から令和7年3月31日まで毎年度同額とする。

#### (イ)嘉麻市バス（稲築桂川線）運行業務

見 積 期 間：令和2年4月1日～令和3年3月31日までの分  
見 積 額 の 上 限：18,419,090円（税抜き）  
最 低 制 限 価 格：17,002,730円（税抜き）

#### (ロ)嘉麻市バス（熊ヶ畑桂川線）運行業務

見 積 期 間：令和2年4月1日～令和3年3月31日までの分  
見 積 額 の 上 限：19,513,630円（税抜き）  
最 低 制 限 価 格：18,135,550円（税抜き）

#### (ハ)嘉麻市バス（市内循環線）運行業務

見 積 期 間：令和2年4月1日～令和3年3月31日までの分  
見 積 額 の 上 限：18,512,720円（税抜き）  
最 低 制 限 価 格：17,208,830円（税抜き）

### 5 担当課（問い合わせ課）

〒820-0592 福岡県嘉麻市上臼井446番地1（碓井庁舎2階）

嘉麻市 地域活性推進課 地域活性推進係

電 話 0948-62-5677

F A X 0948-62-5610

## 6 実施スケジュール等

(1) 実施スケジュールは別表のとおりとする。

## 7 実施要領・仕様書・提案書に係る質問及び回答について

(1) 実施要領・仕様書・提案書に係る質問は所定様式（様式第1号）により、6（1）別表に定める期限までにFAXで行うこと。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

(2) 前項の質問に対する回答は、6（1）別表に定める期限までに随時FAXで質問者及び指名業者全員に行う。

## 8 プロポーザルの提案書等の提出

### (1) 提案書類

本プロポーザルへの提案書等を提出する事業者（以下「提案者」という。）は、次の資料を正本1部、写し13部提出すること。

#### ア 提出書類

① 企画提案書提出意思表明書（様式第2号）

② 誓約書（様式第3号）

③ 提案書（様式第4号）

④ 見積書（様式第5号） ※3路線すべてを記載し提出すること。

(2) 前号の提出は、6（1）別表に定める期限までに5に記載する担当課まで、直接持参又は郵送とする。

## 9 提案の辞退

本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式第6号）を6（1）別表に定める期限までに5に記載する担当課まで、直接持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退によりその他事業において不利益を被ることはないものとする。

## 10 失格条項

次の事項のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

(1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。

(2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。

(3) 参加申込及び提案書等の記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(4) 虚偽の内容が記載された場合。

(5) 事故等緊急時を除き、審査に遅刻、欠席した場合。

(6) 審査の公平性を害する行為を行った場合。

(7) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。

(8) 企画提案書提出意思表明書（様式第2号）の優先順位に受託を希望する路線の順番（1～3）が記載されていない場合。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者である場合。

(10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立をしている場合。

(11) 嘉麻市の指名停止措置を受けている事業者である場合。

(12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある事業者である場合。

(13) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれている場合。

(14) 嘉麻市政治倫理条例（平成18年条例第237号）第6条の規定に該当する事業者である場合。

(15) 誓約書（様式第3号）が必要な業者が誓約書（様式第3号）を提出していない場合。

### 1.1 業者選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、嘉麻市バス運行業務委託業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### 1.2 審査方法

審査は、提案者からのプレゼンテーションや提出書類を基にヒアリングを行い、委員会において審査基準に基づき実施する。

(1) 審査の実施日、場所等は6（1）別表に定める期限までに提案者に通知する。

(2) 審査の順番は、提案書類の受付の順による。

(3) 審査のスケジュールは、1業者45分以内とし、準備作業5分以内、プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分以内とする。

(4) 委員会において審査基準に基づき採点し、各委員が採点した点数のうち、最高得点と最低得点を除く各委員が採点した点数を合計した総合得点（以下「総合得点」という。）を出席した委員会の委員数から2人を除いた委員数で除した数が210点以上の提案者のうち、総合得点の高い順から順位を決定する。

### 1.3 審査基準及び配点

No.	審査基準	配点
1	会社の現状	30
2	安全対策等（労務管理、過去の事故発生状況等）	70
3	利用者利便性の確保	50
4	緊急時の対応能力（事故時等の対応等）	50
5	運行実施スケジュール	50
6	その他提案者が提案するサービス	50
7	価格評価（3路線合計）	50
合計		350

#### 1 4 路線ごとの契約候補者の決定及び審査結果の通知等

(1) 委員会は、総合得点の最上位者から企画提案書提出意思表明書（様式第2号）に記載した受託を希望する路線の優先順位に従い運行する路線を決定し、順次、上位の者から同様に路線を決定しながら、総合得点が第3位の者まで繰り返し契約候補者を決定する。

提案者が3者未満の場合については、総合得点の最上位者を受託未決定路線の路線を契約候補者として決定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、当該プロポーザル実施要領に基づき審査を実施する。

(2) 総合得点と同じものが2者以上あるときは、改めて提案者を招集し、提案者によるくじにて順位を決定する。

(3) 審査の結果については、受託路線及び総合得点、内訳を記載した書面を提案者に通知する。

#### 1 5 契約の手続き

(1) 契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

(2) 契約候補者が契約を辞退した場合には、その路線について、最上位者から順次、契約に係る協議を行うものとする。

#### 1 6 その他

(1) 提出された書類等は一切返却しないものとする。

(2) 参加申込及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

(3) 提出された書類等は提案者に無断で当該プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提案内容は非公開とする。

(6) 提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表してはならない。

(7) 審査結果について一切の異議申し立ては出来ないものとする。

(8) 当該プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。

6 (1) 別表 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 日	提出書類	部数	提出方法
1 実施要領等の配布	令和元年8月5日(月)	—	—	—
2 質問受付期間	令和元年8月5日(月)～ 令和元年8月13日(火)	・質問書 【様式第1号】	1部	F A X
3 質問回答期間	～令和元年8月16日(金)	・指名業者全員に回答	—	—
4 提案書等の提出	令和元年8月5日(月) ～令和元年8月26日(月)	・企画提案書提出意思表明書【様式第2号】 ・誓約書【様式第3号】 ・提案書【様式第4号】 ・見積書【様式第5号】 (見積内訳書含む)	正本1部 写し13部	直接持参 又は郵送
5 提案の辞退		・辞退届【様式第6号】	1部	直接持参 又は郵送
6 審査の実施日、 場所等の通知	令和元年8月27日(火) (予定)	・提案者に通知	—	—
7 審査	令和元年8月29日(木) (予定)	—	—	—
8 審査結果の通知	令和元年8月29日(木) (予定)	—	—	—

※ 書類の用紙はA4サイズとします。(長辺とじ。A3のページがある場合はA4に折り込み可。)

※ 直接持参する場合の書類の受付時間は9時から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の受付は行わない。